

会議 議事録

1	会 議 の 名 称	第3回 第3期栗東市障がい者基本計画・ 第6期栗東市障がい福祉計画策定委員会		
2	会議の開催日時	令和2年 11 月 16 日(月) 13 時 30 分～15 時 30 分		
3	会議の開催場所	栗東市役所 2 階 第 1、2 会議室		
4	事務局(担当課)	障がい福祉課	傍聴者数	なし
5	出 席 委 員	樽井委員、中尾委員、井波委員、岡本委員、黒木委員、田中委員、太田委員、 野田委員、小川委員、河村委員、相馬委員、川寄委員、鈴木委員、大屋委員、 林委員、井上委員、本山委員 (以上 17 名)		
6	会 議 の 内 容	1. 市民憲章唱和 2. あいさつ 3. 自己紹介 4. 議事 (1) アンケート、ヒアリング結果報告 (2) 第3期栗東市障がい者基本計画 骨子案について (3) 「栗東市手話言語条例」および「栗東市市民をつなぐ情報コミュニケーション条例」について 令和2年度の取り組み内容と今後の方向性について 5. その他 今後のスケジュールについて		
7	配 布 資 料	●資料1 栗東市障がい福祉についてのアンケート調査 結果報告書 ●資料2 栗東市団体ヒアリングとりまとめ ー事業所連絡会ー 栗東市団体ヒアリングとりまとめ ー相談支援部会ー ●資料3 栗東市団体ヒアリングとりまとめ ー障がい者団体ー 栗東市内事業所アンケートとりまとめ 特別支援学校アンケートとりまとめ ●資料4 障がい者基本計画・障がい福祉計画の概要(※第1回資料と同じもの) ●資料5 栗東市障がい者基本計画(骨子案) ●資料6 「栗東市手話言語条例」及び「栗東市市民をつなぐ情報・コミュニケーション条例」概要(※第1回資料と同じもの) 条例に基づく取り組み実績と予定について、課題整理表		
8	審 議 等 の 内 容	別紙のとおり		

事務局：

開会のあいさつ。

～市民憲章唱和～

～部長・委員長あいさつ～

～自己紹介～

～委員等の紹介～

～事務局の紹介～

～資料確認～

栗東市障がい福祉計画策定委員会設置要綱第5条により、これより委員長の進行で議事を進めていただきます。

委員長：

それでは次第に従い、進めていきたいと思います。議事一つ目、第3期栗東市障がい者基本計画素案の検討について、事務局から説明をお願いします。

1. 障がい者基本計画・障がい福祉計画の素案

～障がい者基本計画・障がい福祉計画の素案について、第1章から第3章まで事務局より説明～

委員長：

ありがとうございました。

事務局からの第1章から3章までの説明を受けて、ご質問のある方は挙手をお願いします。

委員：

コミュニケーション支援で、盲ろう者は普段なかなか一人で出歩くことができないため、その時に通訳介助者を依頼しています。通訳介助者は県から派遣してもらっていますが、月に20時間という制限があり時間が少ないので、栗東市で何とか、いいかたちにしていっていただけないかと思います。ご協力をよろしくお願いします。

委員長：

今のご質問に対して事務局から回答をお願いします。

事務局：

今のご質問について、通訳・介助者が県は20時間の制限があるということで、栗東市で20時間を超えてからの派遣ということによろしいでしょうか。その部分については後でも出てきますが、P.51の「コミュニケーション支援の充実」のところに、盲ろう通訳・介助者の派遣を載せており、「盲ろう通訳・介助者の派遣について検討します」と挙げることで施策が進んでいくように、ということで記載をしています。

委員：

よろしくお願いします。

委員長：

よろしいでしょうか。念のため、補足ということでもありませんが、今のご意見、自治体的なサービスの改善や時間数、あるいは利用しやすい質・量ともに、こういったご要望一つ一つに即答はおそらくできないと思います。ただ、今のご意見はサービスの使い手からの貴重なご意見ですので、事務局として受け止めていただいて、この協議の場は、自立支援協議会や県のこういった要望が計画策定で出ている、ということを伝えていただきます。ここはしっかり受け止めていただくかたちになりますし、時間数をどのくらい確保できるかという回答はすぐにはできないと思います。こういう扱いになるということによろしいでしょうか。

委員：

はい。今後もよろしくお願いします。

委員長：

事務局、今のご意見はご要望として、しっかりと受け止めていただいて、然るべきかたちでつないでいただけたらと思います。よろしいでしょうか。

事務局：

はい。

委員長：

それでは、ほかに何かありますか。よろしいでしょうか。では、続いて第4章になりますが、なにぶん量が多いため、このあとの時間で「さきほどのところで質問があります」ということでも構いませんので、一旦、次に進ませていただき

ます。

それでは、続いて第4章以降、議題（１）（２）第6期障がい福祉計画素案の検討について、事務局から説明をお願いします。

2. 第6期栗東市障がい福祉計画素案の検討について

～第4章、障がい者基本計画について事務局より説明～

委員長：

では、第4章の内容について、ご質問等があればお願いします。

～事務局より追加説明～

委員：

第1回に出席していないので、すでに説明があったかもしれませんが、あちらこちらにある“※”、アスタリスクのマークはどういう意味があるのでしょうか。

事務局：

用語解説のためにつけさせていただいており、今日皆さんにお渡しできていないが、最後に、あいうえお順に用語等の解説をさせていただくので、その対象になるキーワード、言葉に対して“※”がついています。用語解説がついてなくて、すみません。

委員長：

用語集の資料は、まだでしょうか？

事務局：

申し訳ありません。

委員長：

初めて手に取って読む方が、「この“※”は何か？」と読んでわかるようなかたちに、意識して仕上げていただくということでお願いします。

ほかに何かありますか。

委員：

言葉尻をつかむようで申し訳ないのですが、P.62 の今後の取り組み、その中

に「子どもの保護者に対し、障がいを受容できるよう」と表現されていますが、「受容」という言葉は「だめ」というように聞こえます。例えば、「子どもの状態を正しく理解する」というような言葉とか、「受容する」という言葉は「この子は仕方がない」と、親だとそんな具合に捉え方をしてしまうと思います。そう思うのは私だけでしょうか。

委員長：

事務局の方からご意見ををお願いします。

事務局：

貴重なご意見をありがとうございます。的確な表現になるように、改めさせていただきます。

委員長：

このご意見は、私も言おうと思っていたことで、大切な指摘と思っています。私の意見としても言わせていただきますが、田中委員の意見と方向は一緒だと思います。「受容できるよう」や「受容を促す」など、障がい受容を促すがP.62にあります。P.61を見ても本文4行目「保護者の障がい受容につなげ」とあり、表現としては素朴に読めば悪意はなくても、ご本人やご家族だけが頑張って受容しなければならないというふうに受け止め、何か「受容しなさい」と追い詰められるような気持ちになります。ご本人、ご家族だけでなく、社会全体で障がいを受け止めて、より皆さんが自分らしく暮らしていけるのが共生社会の考え方に照らし合わせても、「受容」という言葉の使い方に慎重さが必要だと思います。少なくとも、保護者の障がい受容を促すのではなく、例えば「障がい児を支える」など、ご本人たちだけでなく私たちも一緒に支えますよ、というニュアンスを含む方がいいと思うし、言葉の再検討はした方がいいと思います。私からも今後、何か案があれば出すし、田中委員の方で、もし今案があれば言っていたらいいのでしょうか。

委員：

先ほども言いましたが、「障がい者、障がい児について理解をする。」ここには課題がありますが、その課題を克服するためにどうしたらよいかということを知りたいという思いを障がい者に対して理解、歩み寄ることが含まれていると思います。

「障がい者を労わる」という表現は十分ではなく弱い気がします。それに対して、「理解をし、手を差し伸べる」という感じの言葉が良いと思います。言い方を変えたら、上から目線で障がい者を見ているのではなく、障がい者の有無に関

わらず、人を労り合い、尊敬し合うという言葉が適切だと思いますが、そういう意味で「正しく理解する」というような言葉でいかがでしょうか。

委員長：

今のご意見を踏まえて、事務局で修正、検討していただきます。この修正は事務局に任せていただいくということで、田中委員、よろしいでしょうか。

では、ご意見、ご質問があればお願いします。

委員：

資料を見た時に「栗東市」と書いてありますが、ほかのところで「湖南4市」と書いてあります。この区別はどのようになっているのでしょうか。また、滋賀県の聾話学校は「滋賀県」で「栗東市」ではないのですが、その辺りの区別の仕方も知りたいです。

事務局：

今のご質問は、「栗東市ではこのように取り組みます。」と書いてあるのと、「湖南地域で」や「湖南4市で取り組みます」と書き方がなぜ違うのか、ということによかったでしょうか。

委員：

「湖南4市で取り組む」と「栗東市で取り組む」の違いは何かということです。

事務局：

「湖南4市で～」と書いてある取り組みについては、栗東市だけではなく、広域で取り組む必要がある内容ということです。「栗東市で～」と書いてあるのは、市単独で取り組む内容であると書いている、という説明で大丈夫でしょうか。

委員：

聾話学校は滋賀県になりますが、栗東市の取り組みになるのですか。

事務局：

聾話学校は県立ですが栗東市内にあり、実際に聾話学校と地域交流をしているので、聾話学校と栗東市民と一緒にできる取り組みもあるということでこのように書いています。

委員：

わかりました。

委員長：

ご質問の件はよろしいでしょうか。確かに市の計画で、市で取り組むべきことを基本に書きつつ、ただ、学校で滋賀県が設置の主体である場合、多少役割のすみ分けがいくつもあります。基本は市がやるべき仕事について書いた計画で、かつ、市の範囲だけで留まるものではなく、近隣の湖南4市や滋賀県と協力してやるべきことも含まれている、という理解でよろしいでしょうか。

事務局：

はい。

委員長：

ただ、読み手が混乱しないように、気をつけて最終版を仕上げていただけたらと思います。よろしくお願いします。

ほかに何かありますか。

委員：

P.60で、少し突っ込んだ質問をしますが、「成年後見制度の周知の充実」の文言の中に、「国の成年後見制度利用促進計画に基づく中核機関を設置」と記載されていますが、これについては具体的なご相談があるのか、もしあるなら聞かせてもらいたいのが1つです。

お金に関して、おそらく、成年後見人には市の方からお金がつく。その方法を見たところ計画には入っていないのですが、それでよいのでしょうか。その2点をうかがいたいです。

委員長：

事務局、お願いします。

事務局：

成年後見制度については、P.60、3つ目の“成年後見制度の周知・利用促進”ですが、中核機関については湖南4市で進めています。今現在、成年後見制度利用の相談支援を、市から委託されているNPO法人「成年後見センターもだま」にお願いしていますが、中核機関としても「もだま」にお願いする方向で今、話を進めているところです。ただし、国の方が、中核機関について「機能を設置し

なさい」という機能について、「もだま」にお願いして全てがすぐに揃うということではなく、今の既存の取り組みプラス、必要な機能の整備を段階的に取り組んでいくということで、障がい者基本計画にも載せています。

また、今言われた、成年後見人への報酬助成の件は、生活保護、低所得の方に対して成年後見人がついている場合、報酬助成を後見人にさせてもらう制度があり、確かに、具体的に「この制度があります」ということが計画に書かれていません。具体的には書かれていませんが、（内容としては）同じ項目の成年後見制度の周知、利用促進のところに入ってくるのかなと思っています。

委員長：

よろしいでしょうか。

委員：

中核機関について、国は何を求めているのですか？

事務局：

今、すべて出てきませんが、弁護士や司法書士、社会福祉士といろんな方がいる後見人への後方支援や、この方にどういった後見人が必要かというマッチングの部分の支援など、そういったことがあったかと思います。

事務局：

具体的な内容については、来年度4市でまず内容を話し合う協議会を設置し、その中で議論し、ゆくゆくは必要な機能を整備していくというかたちで進めていければと思います。

委員長：

基本計画の内容としては、この方法で進めていき、具体的には4市の協議も含めて今後詰めていく、という理解でよろしいでしょうか。

ほかに何かありますか。よろしいでしょうか。

では、障がい福祉計画について、続きの説明をお願いします。

～障がい福祉計画について事務局より説明～

委員長：

事務局からの説明について、ご質問のある方は挙手をお願いします。

委員：

P.112 の障がい者の部分について、表の単位は事業所数ですか？

事務局：

移行した人数になります。移行者数です。

委員：

わかりました。

委員長：

今日は最終的に仕上げる段階で、単位が表によって変わってくると思いますので、そのあたりもしっかりチェックしながら見ていただけたらと思います。

ほかに何かありますか。

委員：

いくつかありますので、まず P.91。サービス見込み量のことですが、時間数と利用者数、3年、4年、5年と設定して、利用者数、時間数もそれなりに変わっていますが、月平均の利用者数が変わっていません。もう少し変わっていてもいいのではと思うが、どうしてなのでしょう。訪問系サービスの括弧内の月平均利用者数が3年、4年、5年と122名で、利用者数が増えているのであれば、月平均利用者数も増えるのでは思うのですが。

事務局：

確かに積算を誤っているのではと思われるので、こちらで確認し、正しい数字に修正させていただきます。

委員：

次に、その上の文章。サービス量確保の方策、居宅介護についての3行目です。勉強不足で、私が思っている共生型サービスではないのかなと思いますが、「障がいのある人や高齢者が共に利用できる共生型サービスについて～」という「共生型サービス」は、この栗東でないような気がします。

私が知っているのは、地域共生型のデイサービスもしくは就労支援というのが、滋賀県にできたようなことを聞いていますが、また別の共生型サービスか、こういった内容なのでしょう。

事務局：

共生型サービスについては、現在栗東市で実施している事業所はありません。例えば、生活介護の事業所に、引き続き介護保険の対象の方が行かれるといったサービスになります。その事業所は、私のところで実施すると手を挙げていただくかたちになっています。その対象者の個々のケースに応じて、サービスが必要であれば事業所に働きかけていきたいと考えています。

委員：

ここは居宅介護などについて書いていますので、（共生型サービスというのは）生活介護、介護保険の方だとデイサービスのことになるのでしょうか。

事務局：

確かに違う気がします。生活介護であったり、介護保険だとデイサービスになります。P.93 の日中活動系サービスに「共生型サービスについての働きかけを行います」と入れて修正させていただきます。

委員：

何ページになるのですか。

事務局：

P.92 から日中活動系サービスの数字が入っていますが、共生型サービスの数値目標というわけではないため、文言として、どこかに入れさせてもらえたらと思います。

委員：

サービス対応を挙げてもよいのかなと思います。ご検討をお願いします。

事務局：

検討させていただきます。

委員：

P.84 の「避難行動要支援者名簿の整備」の内容で、「災害や緊急時における障がいのある人にかかる避難行動要支援者名簿の整備」と書かれていますが、この名簿について、私の知る限りでは当事者から防災センターの方に登録してもらって名簿が作られると思いますが、名簿の登録の仕方がわからない方もいるかもしれないと思います。出された方の名簿というよりも、例えば、どこかで把握

できるやり方、栗東市で避難を支援されたい方が自ら申し出てくれればよいですが、そうでない方が漏れてしまい、助けられないことになるかもしれないと考えたら、やはり申請の仕方を考えないといけないと思います。最終的に自分から申し出た方ではなく、漏れがないような仕組み、手順があればいいと思います。そういった文言があればありがたいです。

それから、P.81の「本市では、障がい者向け公営住宅を管理しており～」というところですが、これでは勘違いしやすいと思います。事前にも連絡させていただきましたが、障がい者一人では入れない状態が現在もありますので、今現在の公営住宅の入り方の表記をしてもらいたいです。障がい者向け公営住宅について、努力をお願いしたいと思います。

事務局：

P.81、公営住宅の件で、ご指摘のとおり誤解を招く表記になっていたとのことで、「障がい者向け公営住宅」と書かれてありますが、正しくは「障がい者の方と同居される方向けの住宅」ということです。単身の障がいのある方を対象にしているわけではありませんので、誤解をされる書き方というご意見は事前にいただいております、修正させていただきたいと思います。

P.84の「避難行動要支援者名簿の整備」に関しては、担当課の社会福祉課と整理させていただいて、今ご意見いただいた通り修正させていただきます。

委員：

それから、P.54のハートプラスマーク・ヘルプマークのところの内容で、ハートプラスマークとヘルプマークの間の鍵括弧が抜けているので、細かいところですが修正をお願いします。

最後に P.34。これは私の感想です。ボランティア活動の推進で、ボランティア人材育成に「視覚障がい者生活行動訓練」というのがあり、障がい者レクリエーションをしています。視覚障がい者生活行動訓練は委託されて、生活行動訓練をしています。それを何年か前から伝えています。「働きかけます」と書いてありますけれども、いつも来られる方が大体決まっています。会員である方も仕方がないと思っている方が多いですが、せっかく、ボランティア活動の推進ということで福祉計画に挙げていますので、もう少し前に進みたいです。予算もついているので、もう少し一歩踏み込んだ状態で団体に指示、指導をいただいて、ボランティア育成をしていただきたいと思います。「働きかけ」というより、もう少し何かを違う言葉をとしたいと思います。

事務局：

ありがとうございました。ボランティア人材の育成ということで、確かに、レクリエーション等においても、同じメンバーということを私も参加しているところであり、なかなか難しいですが、表現なども合わせて、こちらで考えさせていただきます。

委員長：

ありがとうございました。ほかに何かありますか。

第5章の障がい福祉計画は、数値目標を入れるのが大きな特徴です。事務局から説明があった通り、まずは法に基づいた構成ごとに基本指針があり、例えば地域移行の人数や一般就労への基本人数を、指針を目当てに必ずしもその通りになるとは限らずに、需要を踏まえて数値を設定していきます。地域移行や一般就労への移行に関連する数値や、その他各種福祉サービスの見込量に関しては過去3年間の伸び率を基に設定するという説明でした。このあたりで、数値目標の立て方等について、ご意見があれば確認しておきたいと思いますがありますか。

これまでの説明をすべて含めてでも結構なので、何かご意見・ご質問等あればお願いします。よろしいでしょうか。

では、次に（3）今後のスケジュールについて、事務局よりお願いします。

3. その他について

～今後のスケジュールについて事務局から説明～

～次第3、その他について事務局から説明～

～事務局から閉会のあいさつ～